特別栽培農産物は、各県が定める慣行栽培基準に対し、

節減対象農薬の使用回数が５０％以下
化学肥料の窒素成分量が５０％以下　} **で栽培された農産物です。**

農林水産省新ガイドラインによる表示内容

品名：　特別栽培米　23年産　新潟県上越市　コシヒカリ

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：　当地比　7割減	
化学肥料(窒素成分)：　当地比　5割減	
栽培責任者	(有)穂海農耕　　日比　昇
住　　所	新潟県上越市板倉区田屋104番地2
連　絡　先	TEL　0255－78－5710
確認責任者	安原　裕也
住　　所	新潟県妙高市大字長森908－1
連　絡　先	TEL　0255－73－8939
精米確認者	株式会社ミツハシ　品質保証室
住　　所	神奈川県横浜市金沢区幸浦2－25
連　絡　先	TEL　045－784－8014

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
フィプロニル	殺虫	1
ピラクロニル	除草	1
ピラゾレート	除草	1
ベンゾビシクロン	除草	1
ベンタゾン	除草	1